

別表

サービス名	対象者	基準最大支給量	加算後最大支給量	加算要件
介護給付 居宅介護 身体介護	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者	① 区分1・2（児：区分1） 1時間×19回／月 (19時間／月) ② 区分3・4（児：区分2） 1.5時間×19回／月 (28.5時間／月) ③ 区分5・6（児：区分3） 2時間×19回／月 (38時間／月)	家事援助とあわせて 124時間／月	以下のいずれか2つに該当する者 ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者 ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者 ・医師の指示により基準以上の支援が必要な者 ・住宅の状況により1回の介護に1.5時間以上の時間がかかる者
家事援助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者	1.5時間×14回／月 (21時間／月)	身体介護とあわせて 124時間／月	以下のいずれか2つに該当する者 ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者 ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者 ・児童で精神状況・身体状況により1.5時間以上／回の見守りが必要である者
通院等介助 （身体介護を伴う）	【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者 ① 区分2以上に該当していること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (ア) 「歩行」 「全面的な支援が必要」 (イ) 「移乗」 「見守り等の支援が必要」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 (ウ) 「移動」 「見守り等の支援が必要」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 (エ) 「排尿」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 (オ) 「排便」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 (障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者)	10時間／月	通院に必要な時間数／月	医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者 (医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること)

通院等介助 (身体介護を伴わない)	<p>【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者</p>	10時間／月	通院に必要な時間数／月	医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者 (医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること)
通院等乗降介助	<p>【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者</p>	10時間／月	通院に必要な時間数／月	医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者 (医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること)
重度訪問介護	<p>【障がい者】 障害支援区分4以上であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者 (ア) 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること （一）二肢以上に麻痺等があること。 （二）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者</p>	8時間×31回／月 (248時間／月) うち 外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月 (124時間／月)	13時間×31回／月 (403時間／月) うち 外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月 (124時間／月)	以下のいずれにも該当する者 • 障害支援区分5以上である者 • 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者 • 日中活動系のサービスを利用していない者
同行援護	<p>【障がい者・障がい児】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の者。 ※ 障害支援区分の認定を必要としないものとする。</p>	50時間／月	80時間／月	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

行動援護	【障がい者・障がい児】 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者等であって常時介護を要するものであり、障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者	10時間／月	50時間／月	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
重度障害者等包括支援	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある者のうち、(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者：I類型 (イ)最重度知的障がい者：II類型 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者：III類型	80,000単位／月	102,000単位／月	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
生活介護	【障がい者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者 ※③の者のうち以下の者(以下、「新規の入所希望者以外の者」という。)については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者 ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

療養介護	<p>【障がい者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分 5 以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（ア）重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>（イ）医療的ケアの判定スコア（基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が 16 点以上の者</p> <p>（ウ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>（エ）遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると町が認めた者</p> <p>④ 旧重症心身障害児施設（平成 24 年 4 月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」）という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>	当該月の日数		
短期入所	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>① 障害支援区分が区分 1 以上である者</p> <p>② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて主務大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童</p>	10 日	31 日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

	<p>施設入所支援</p> <p>【障がい者】</p> <p>① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者</p> <p>② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※ ③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者 ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 <p>※ 障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービスは、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。</p>	当該月の日数		
訓練等給付	<p>自立訓練（機能訓練）</p> <p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等</p>	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

自立訓練 (生活訓練)	<p>【障がい者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等</p>	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
宿泊型自立訓練	<p>【障がい者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者</p>	当該月の日数		
就労選択支援	<p>【障がい者】 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者 ※ただし、特別支援学校等に在籍する15歳以上18歳未満の生徒で、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認めた児童については利用可能。また、在学中に複数回実施することも可能。</p>	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
就労移行支援	<p>【障がい者】</p> <p>① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者 ③ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

就労定着支援	<p>【障がい者】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）を経過した者</p>	当該月の日数		
就労継続支援A型	<p>【障がい者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合

就労継続支援B型	<p>【障がい者】</p> <p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。具体的には次のような者が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(令和7年10月以降は、①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(就労選択支援事業所がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者)) ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者。 ⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。 <p>※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者 ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 	当該月日数-8日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合
----------	--	----------	-----	------------------------------------

自立生活援助	<p>【障がい者】</p> <p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた者</p> <p>③ 精神科病院に入院していた者</p> <p>④ 救護施設又は更生施設に入所していた者</p> <p>⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた者</p> <p>⑥ 更生保護施設に入所していた者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた者</p> <p>⑦ 現に地域において一人暮らしをしている者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある者であって、当該者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</p> <p>⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者</p>	当該月の日数		
共同生活援助 (G H)	<p>【障がい者】</p> <p>障がい者</p> <p>（身体障がい者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p> <p>※ただし、身体障がい者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと</p>	当該月の日数		

<p>地域相談支援給付</p> <p>地域移行支援</p> <p>【障がい者】</p> <p>以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院に入院している者</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者</p> <p>※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される者を対象とする。</p> <p>⑤ 更生保護施設に入所している者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者</p>	<p>当該月の日数</p>	
<p>地域定着支援</p> <p>【障がい者】</p> <p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>③ 居宅において家族と同居している者で、同居する家族に障害、疾患のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者</p> <p>※ 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>	<p>当該月の日数</p>	

障害児支援事業	児童発達支援	<p>【障がい児】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。具体的には次のような例が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童。 <p>治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童。</p>	23日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
	放課後等デイサービス	<p>【障がい児】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童。</p>	23日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
	保育所等訪問支援	<p>【障がい児】 保育園その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令に定めるもの（幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。</p>	2日	4日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
	居宅訪問型児童発達支援	<p>【障がい児】 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う児童又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童。</p> <p>※ なお、内閣府令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする（則第1条の2の5）。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる</p>	23日	31日	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

地域生活支援事業	<p>【障がい者・障がい児】 屋外の移動に著しい制限のあり、次のいずれかに該当する者又は学齢児以上の児童。</p> <p>①身体障害者手帳において、肢体不自由で1級から3級を所持する者(児) ②療育手帳において、A又はB-1を所持する者(児) ③精神保健福祉手帳において、1又は2級を所持する者(児) ④指定難病患者</p> <p>※身体介護を伴う場合は、調査項目で「歩行」「移乗」「移動」のいずれか一つ以上が「部分的な支援」又は「全面的な支援」な状態に認定されている者(障がい児にあってはこれに該当する者) ※重度訪問介護、重度障害者包括支援、行動援護、同行援護の支給決定者は除く。</p>	30時間	80時間	申請者より基準を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
日中一時支援	<p>【障がい者・障がい児】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する者または難病患者等で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする者(児)。</p>	当該月日数-8日	31日	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労や介護等の理由で介護が困難な場合 ・就学児の長期休暇時
訪問入浴	<p>【障がい者・障がい児】 身体障害者手帳1又は2級を所持し、当該障害により入浴が困難な者(児)。</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>①介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による訪問入浴介護を受けることができる居宅要介護者等 ②感染症疾患有し、他人に感染する恐れがある者(児) ③入浴することが適当でないと医師が認めた者(児)</p>	3回／週		
地域活動支援センター	<p>【障がい者・障がい児】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する者又はこれに準ずると認められる者。(障がい児については15歳以上。)</p>	当該月日数-8日		